

亀岡市の安心で住みよいまちづくりに向けた連携に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）とアサヒ飲料株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、それぞれの有する資源を有効に活用した協働の取り組みを通じて、亀岡市の豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全や市民が住みよいまちづくりを推進し、「選ばれるまち」、「住み続けたいまち」及び「世界に誇れる環境先進都市」の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

（1）災害対策（災害発生時における飲料の提供）

乙は、甲の所管施設に設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）を災害対応型自販機とし、大規模災害発生時には被災した市民に対して飲料の提供を行う。

また、乙は自販機を設置する甲の所管施設に災害用飲料水が無償提供し、甲の災害時における被災者支援を補完するものとする。

（2）犯罪・交通事故対策（自販機への防犯カメラの設置）

乙は、甲の所管施設に設置する自販機の一部に防犯カメラを付帯し、犯罪・交通事故等の発生抑制及び事案解決に係る情報収集など、甲が行う「まちの見守り体制」の充実・強化に協力する。

（3）プラスチックごみ排出抑制対策（ペットボトル製品の販売抑制）

乙は、甲の所管施設に設置する自販機からペットボトル飲料を除外することで使い捨てプラスチックごみの削減に寄与し、甲が推進する「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の具現化に向けて積極的に協力する。

（4）自然環境保全対策（自販機収益金の寄付）

乙は、甲の所管施設に設置する自販機の収益の一部について、甲及び市民が行う自然環境及び生活環境の保全事業に寄付することで、世界に誇れる環境先進都市の実現に向けた取り組みを支援する。

（協定の個別事項）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項を確実に効果的に実施するため、甲、乙及び当該関係者との間で個別に協議し、その実施方法等、必要な事項を別に定めるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、甲及び乙は協議の上、必要な変更を行い書面にて取り交わすものとする。

2 前項の規定は、第3条により定めた個別事項を変更するときも同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが本協定の途中解除を希望するときは、3箇月の予告期間をもって解除を申し出ることとし、甲乙双方の協議により解除に伴う措置を決定した後に本協定を解除することができる。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密、個人情報等を相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

但し、以下の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

（1）相手方から知得する以前に既に所有していたもの、又は公知若しくは公用であったもの。

（2）相手方から知得した後に、自己の責に帰すことのできない事由によって公知又は公用となったもの。

（3）第三者から守秘義務を負担することなく、且つ、不正手段によることなく知得したもの。

2 前項の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も同様とする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3箇月前までに甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない場合は、更に1年間、自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に関して疑義が生じたとき又は定めのない事項は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年３月３０日

甲 京都府亀岡市安町野々神８番地
亀岡市長 桂川孝裕 (印)

乙 大阪市北区中之島三丁目２番４号
アサヒ飲料株式会社 近畿圏統括本部
執行役員 本部長 東 誠 司 (印)